

平和、人権、国際理解、協力、基本的自由、 グローバル・シチズンシップ及び 持続可能な開発のための教育に関する勧告 (2023年ユネスコ教育勧告)

聖心女子大学
教授 永田佳之



独立行政法人教職員支援機構

目次

1 「これからの時代に、私たちは何を学ぶべきなのか」

2 「2023年ユネスコ教育勧告」の主な特徴

- ・ 改訂の背景
- ・ 法的地位
- ・ 対象者
- ・ 「14の原則」
- ・ 「12の学習目標」
- ・ その他の特徴

3 「2023年ユネスコ教育勧告」を自分たちの学校で、どう生かすか

4 学習教材の紹介

1. 「これからの時代に、私たちは何を学ぶべきなのか」

これからの時代

持続可能な未来にとって

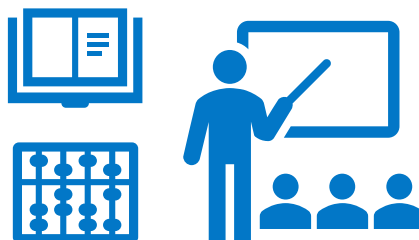
読み書き計算以外に 何を学ばいいのでしょうか？

古代ギリシャ
～中世ヨーロッパ



論理学・幾何学
天文学・音楽など

近代以降



規律や市民としての
資質の育成

現代社会



教育デジタル・
トランスフォーメーションなど

1.「これからの時代に、私たちは何を学ぶべきなのか」

ユネスコ加盟国の答え

平和、人権、国際理解、
協力、基本的自由、
グローバル・シチズンシップ、
持続可能な開発のための教育に関する勧告

1.「これからの時代に、私たちは何を学ぶべきなのか」

ユネスコ加盟国の答え

平和、人権、国際理解、
協力、基本的自由、
グローバル・シチズンシップ、
持続可能な開発のための教育に関する勧告



2023年ユネスコ教育勧告

2. 「2023年ユネスコ教育勧告」 | 改訂の背景

新たなユネスコの教育勧告の誕生 第42回ユネスコ総会（2023年11月）



写真：筆者撮影



United Nations
Educational, Scientific
and Cultural Organization

Organisation
des Nations Unies
pour l'éducation,
la science et la culture

Organización
de las Naciones Unidas
para la Educación,
la Ciencia y la Cultura

Организация
Объединённых Наций
в области образования,
науки и культуры

联合国教育、
科学及文化组织

Item 1.3 of the agenda

42 C

General Conference
42nd session, Paris 2023

42 C/1
8 November 2023
Original: English

AGENDA OF THE 42nd SESSION OF THE GENERAL CONFERENCE

Item	Title	Reference ¹	Document ²
7.10	Draft revised 1974 Recommendation concerning Education for International Understanding, Cooperation and Peace and Education relating to Human Rights and Fundamental Freedoms	211 EX/Dec.36 41 C/Res.17	42 C/40

出典：UNESDOC digital library
(2026/8/12)

2. 「2023年ユネスコ教育勧告」 | 改訂の背景

1974



国際理解、国際協力及び
国際平和のための教育並びに
人権及び基本的自由についての
教育に関する勧告

2023



平和、人権、国際理解、協力、
基本的自由、グローバル・
シチズンシップ、持続可能な
開発のための教育に関する勧告

“The only global standard-setting instrument that lays out how education can and should be used to bring about lasting peace and sustainable development”

(Recommendation on Education for Peace, Human Rights and Sustainable Development: an explainer, UNESCO 2022, p.4)

なぜ半世紀ぶりに改訂されたのか？

紛争・戦争・テロ

環境汚染

気候変動

生物多様性の消失

暴力と憎悪の広がり
(差別・分断・排除)

格差・不平等の拡大

新たなテクノロジー

出典
UNESCO Website (2023/4/1)
をもとに加筆

「勧告」の法的な位置づけ

- ユネスコ憲章（第4条）に基づきユネスコ総会で採択される規範文書（standard-setting instrument）
- **法的拘束力を持たない**（non-binding）国際文書
- 加盟国は各国内で周知し、国内法令のもとで勧告の実施のための措置を検討することが求められている。
- 加盟国は、定期的な報告が求められている。

**加盟国の法律・政策・行政施策・評価
などの見直しを促す国際的な参照基準**

2. 「2023年ユネスコ教育勧告」 | 法的な位置づけ

各加盟国は、勧告又は条約が採択された総会の閉会后 1 年の期間内に、その勧告又は条約を自国の権限のある当局に提出しなければならない。
(ユネスコ憲章第 4 条)

「平和、人権、国際理解、協力、基本的自由、グローバル・シチズンシップ及び持続可能な開発のための教育に関する勧告」(概要)	
■ 本勧告は、1974年に採択された「国際理解、国際協力及び国際平和のための教育並びに人権及び基本的自由についての教育に関する勧告」の改正勧告として、第42回ユネスコ総会(2023年11月7日-22日)にて採択。我が国は、本勧告の採択を支持。 ■ ユネスコ憲章第4条4は、「加盟国は、勧告又は条約が採択された総会の閉会后1年の期間内に、その勧告又は条約を自国の権限のある当局に提出しなければならない」と規定。	外務省国際文化協力室 文部科学省国際統括官付
主な内容(法的拘束力なし)	
I 定義 ✓ 本勧告の適用上の「教育」、「平和」、「国際理解」、「協力」、「平和の文化」、「人権」、「基本的自由」、「人権教育」、「持続可能な開発のための教育」、「グローバル・シチズンシップ教育」、「包摂」、「変革的教育」について定義。 II 目的 ✓ 教育を通じて人権、基本的自由、グローバル・シチズンシップ及び持続可能な開発の享受を確保し、平和を維持及び促進すること。 ✓ 国際理解、協力、貧困撲滅及び寛容の促進、並びに差別及び暴力の防止に貢献する社会への個人的・集団的参加に必要な知識、技能、価値観、態度及び行動を生産を通じて育成することを確保するために、具体的な指針を与えること。 III 範囲 ✓ ①全ての人のための、②正規の、正規でない及び形式によらない環境で提供される、③様々な様式と教授法を用いた、④全ての段階、種類及び規定の教育活動が対象となる。 IV 指導原則 ✓ ①全ての人が利用可能で質の高い教育の確保、②人権の保護及び促進、③全ての差別の排除と包摂性、公平性の確保、④配慮及び連帯の倫理促進、⑤ジェンダー平等並びに女性及び女児の自律的な力の育成、⑥多様性の尊重、⑦学習者及び教員等の健康及びウェルビーイングの促進、⑧生涯にわたる継続的・変革的な教育と学習の機会の提供、⑨知識の共創の推進、⑩あらゆる形態の偏見の根絶の禁止並びに思想、信条及び表現の自由の確保、⑪テクノロジーの倫理的利用の促進、⑫グローバルな視点の育成、⑬異文化間・世代間、並びに人々、社会及び国家間の対話の促進、⑭グローバル・シチズンシップ、平和、人権及び持続可能な開発のための共同責任倫理の啓発 V 行動分野 ✓ V.1 制度体系的な要件: ①法令、政策及び戦略、②ガバナンス、説明責任及び連携、③カリキュラム及び教授法、④評定及び評価、⑤学習及び教育の資料及び資源、⑥学習環境、⑦教員及び教育職員 ✓ V.2 教育の各段階及び各種の特定の要件: ①幼児期の保育及び教育(EcCE)、②初等教育及び中等教育、③高等教育及び研究、④技術教育及び訓練並びに職業教育及び訓練(IVET)、⑤成人学習及び成人教育、⑥正規でない教育及び形式によらない学習 VI 事後措置及び見直し ✓ 加盟国は、国別報告作成、勧告の目的及び指導原則を促進するための社会全体での取組を実施。 VII 促進 ✓ 加盟国は、国内及び国際的な利害関係者と協力し、ユネスコのネットワークの支援を得つつ、政府間で協力し、自国の取組を拡大。	
国内状況	
我が国は、教育基本法、学校教育法、学習指導要領その他の法令等に従い、教育振興基本計画等に基づき、勧告の理念に沿った取組を推進している。また、持続可能な開発のための教育(ESD)提唱国として持続可能な社会の創り手の育成に努めている。	

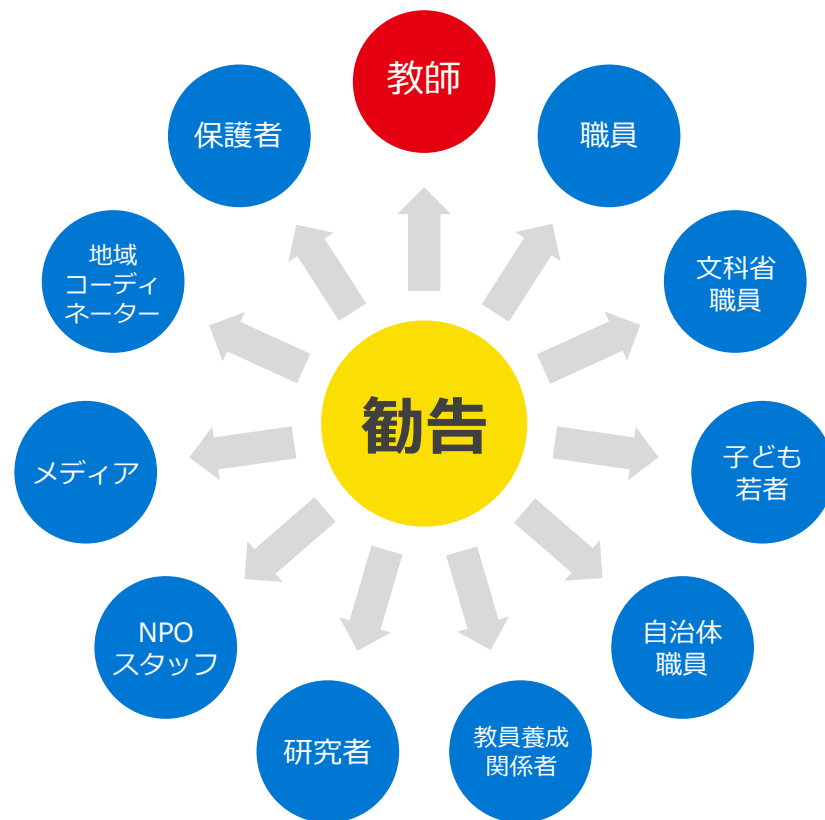
出典：日本ユネスコ国内委員会教育小委員会資料

「勧告」の対象

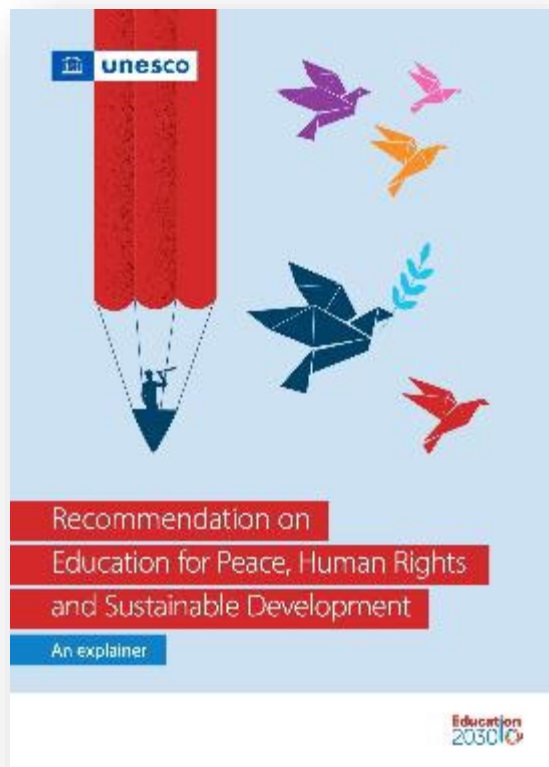
- すべての段階形態の教育に適用
- 教育システム全体とあらゆる要素（政策、カリキュラム、教員研修、学習環境、教材等）を包括
- すべての教育関係者（エデュケーター）に適用（教職員・学校管理職、保育者、政策立案者、市民組織、スタッフ、地域リーダー等々）



**マルチステークホルダー
アプローチ**



ユネスコ教育勧告の構成



- 世界の共通課題
- 国境を越えた「定義」の共有
- 14の原則
- 12の学習目標
- 領域ごとのアクション
- 進捗の確認とレビュー

出典：UNESCO. Recommendation on Education for Peace, Human Rights and Sustainable Development: an explainerを元に作成

2. 「2023年ユネスコ教育勧告」 | 14の原則

「諸原則をあらゆる教育段階に組み込むべき」

人権が基本

生涯を通して変容

公共善としての教育

教師も生徒も知の共同創造者

反差別・偏見

表現の自由及び暴力の擁護の禁止

ケアの倫理

テクノロジーの倫理的利用

ジェンダー平等

ローカルとグローバルの対話促進

多様性の重視

文化間・世代間の対話促進

安全・健康・ウェルビーイング

グローバルな市民性育成

出典：UNESCO. Recommendation on Education for Peace, Human Rights and Sustainable Development: an explainerを元に作成

2. 「2023年ユネスコ教育勧告」 | 12の学習目標



分析的で
クリティカルな思考

意思決定スキル

未来を見通すスキル

協働するスキル

多様性の尊重

適応し創造するスキル

自己への気づき

シティズンシップ
・スキル

共通かつ多様である
人類と惑星地球への
つながりと帰属の意識

平和的紛争解決と
変容へのスキル

エンパワメント、
エージェンシー(主体性)、
レジリエンス(回復力)

メディア情報リテラシー、
コミュニケーション、
デジタル・スキル

出典：UNESCO. Recommendation on Education for Peace, Human Rights and Sustainable Development: an explainerを元に作成

Transformative Education

(変革的教育/変容的教育)

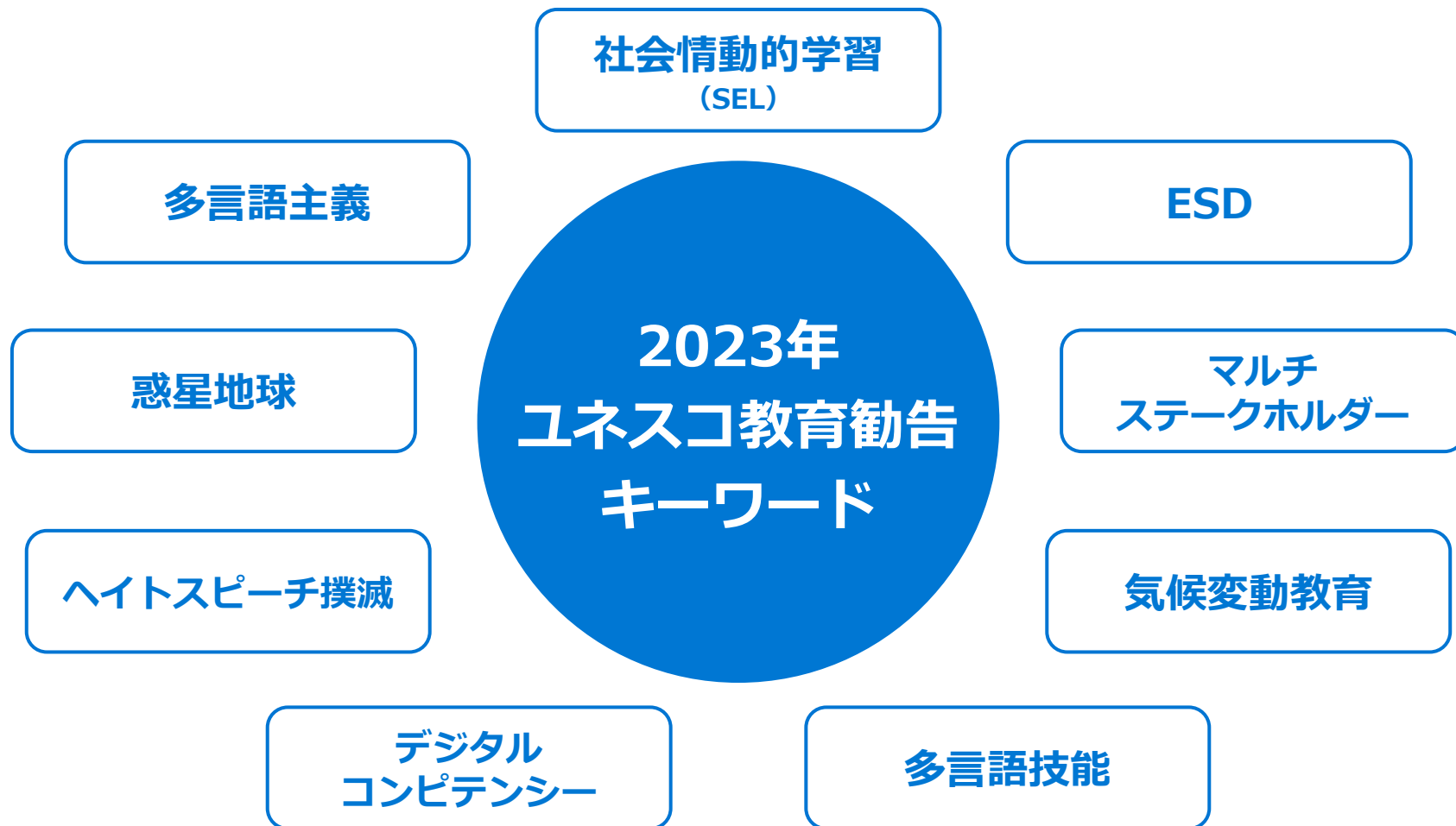
「変革的教育」は、教育環境における**学習者の尊厳及び多様性**を認識し、尊重し、学習のあらゆる障壁を取り除き、学習者が**批判的に考察し、変革の主体**となり、**自らの将来についてその主人公**となれるよう動機付けし、及び自律的な力を育成する共創的な教育及び学習を伴い、**個人、コミュニティ、地方、国内的、地域的及び世界的な規模**で十分な情報に基づいた**意思決定及び行動**を可能にする。〔定義〕

出典

平和、人権、国際理解、協力、基本的自由、グローバル・シチズンシップ
及び持続可能な開発のための教育に関する勧告（文部科学省，仮訳）

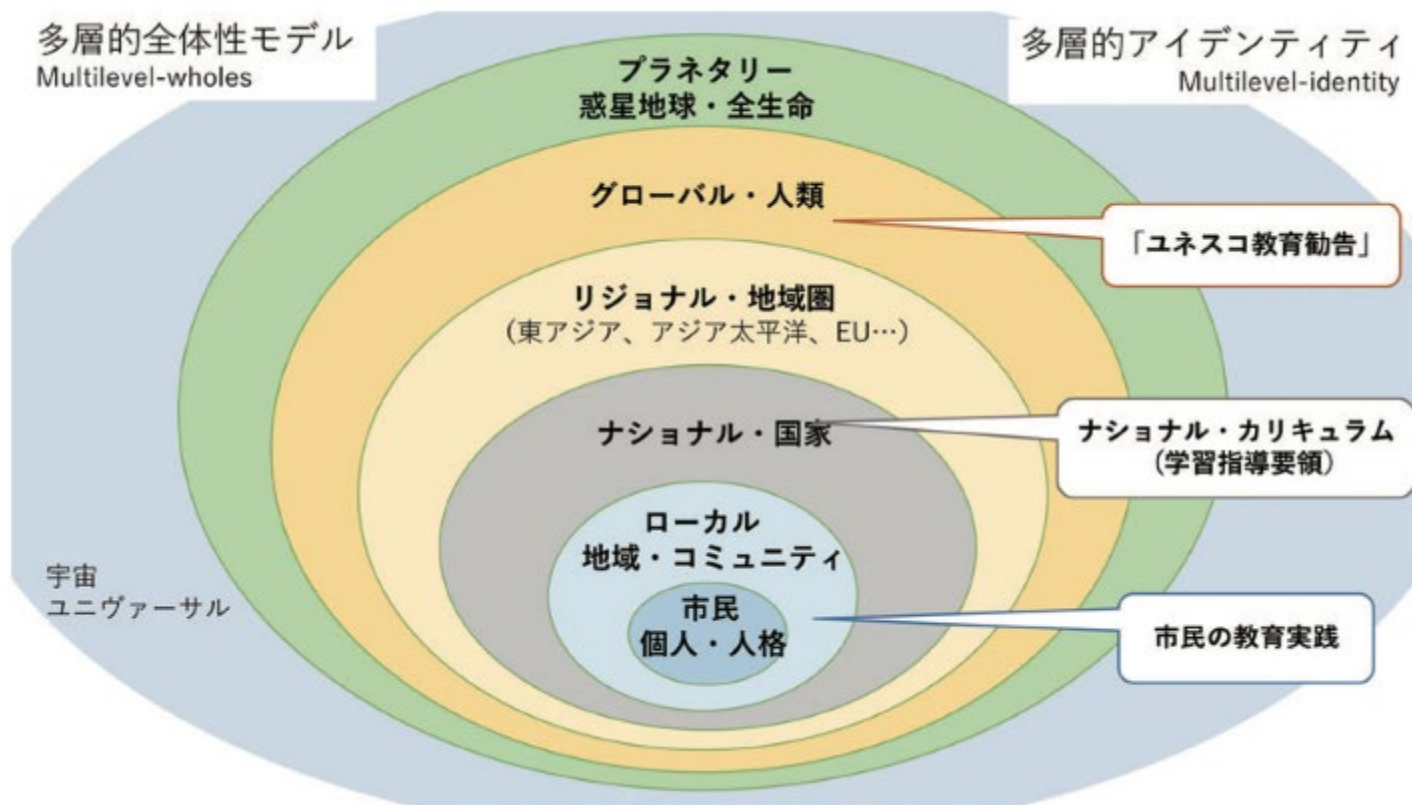
2. 「2023年ユネスコ教育勧告」

半世紀前の勧告にはなかったキーワード（例）



2. 「2023年ユネスコ教育勧告」

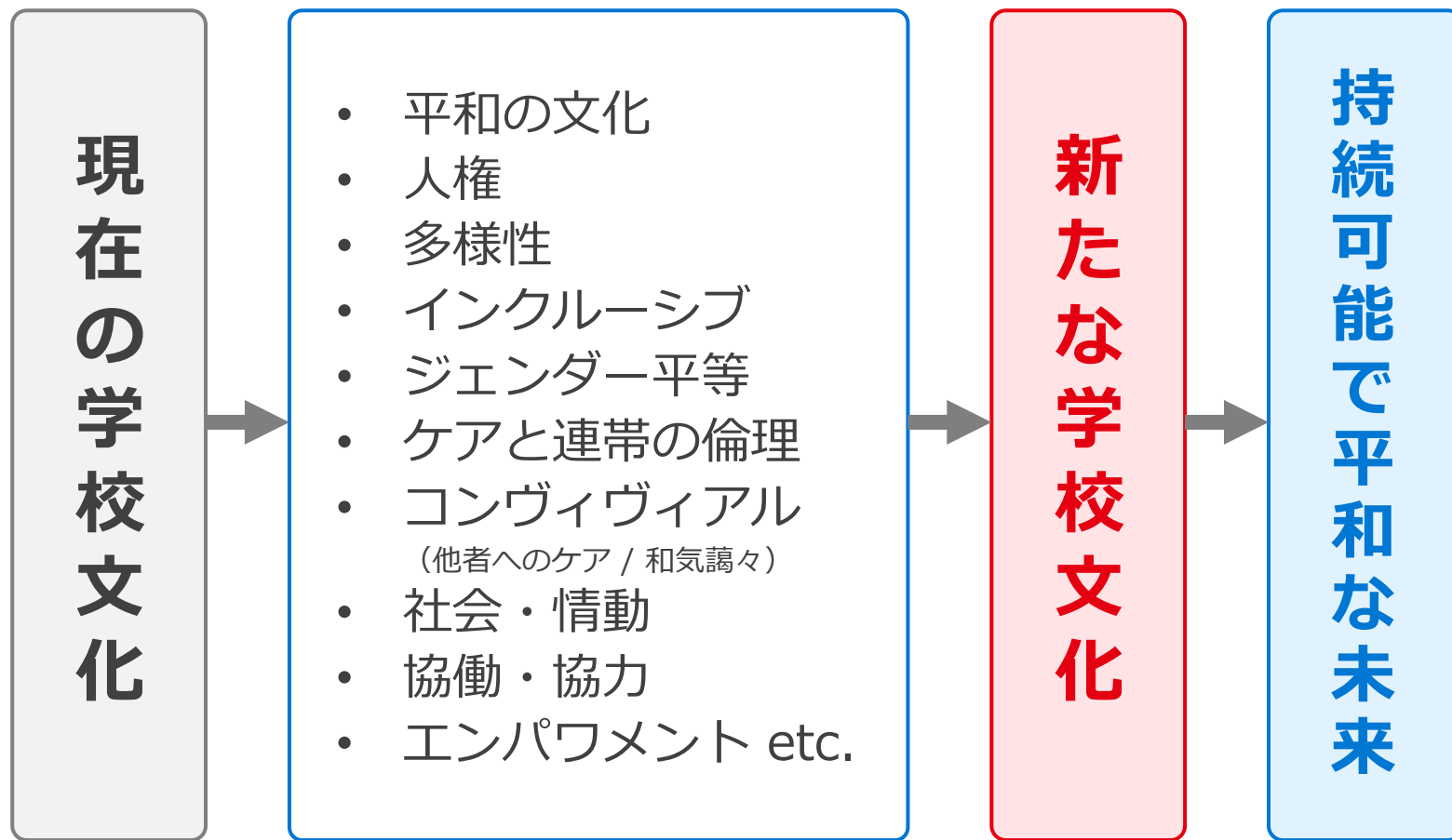
多層的全体性モデル（6層モデル）



出典：吉田敦彦「新しい「ユネスコ教育勧告」の人類史的意義」『私たちの教育を捉え直し、ともに再想像しよう！：「ユネスコ教育勧告」 50年ぶりの改定を受けて』日本国際理解教育学会, p.31.

3. 「2023年ユネスコ教育勧告」を自分たちの学校で、どう生かすか

学校文化の変容へ



出典：講演者作成

3. 「2023年ユネスコ教育勧告」を自分たちの学校で、どう生かすか

いかに活かすか？ 政策や実践の「**羅針盤**」として

学習指導要領、教育振興基本計画

年間計画

自治体の教育方針・計画等

授業実践

教育政策・こども政策

教科書・教材づくり

学校や地域の教育指針

子ども・若者（生徒や学生）との関係性

教員養成

職員室や教室のエートス（雰囲気／文化）
（多様性の尊重, etc.）

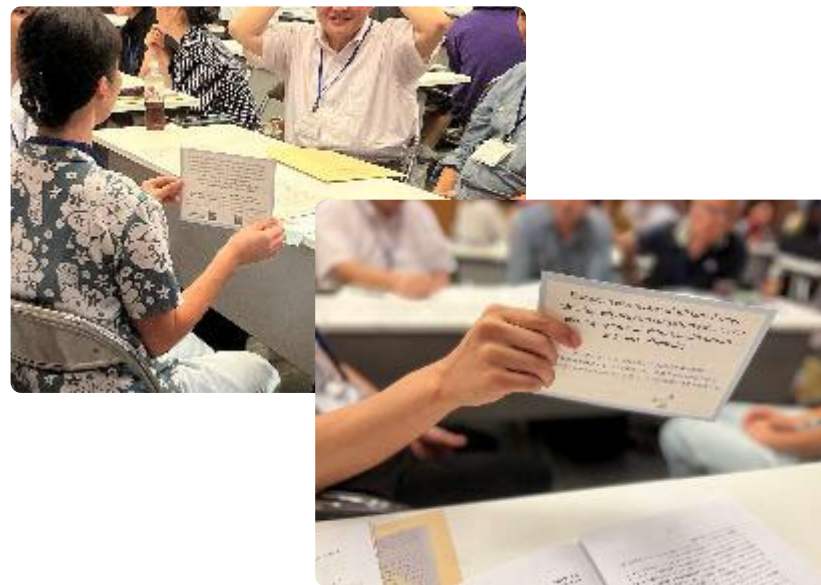
教職員研修

教育予算の配分

学校運営

4. 学習教材の紹介

カード型教材の活用



学校や地域でのセミナー

* この教材は文部科学省の令和6年度ユネスコ活動費補助金事業の一環として制作いたしました。

4. 学習教材の紹介

カード型教材の構成

テーマと意識

1. コモン・グッド

education
教育はみんなのもの
good
誰もが受けられるタカラモノ



- Q1. 誰もが受けられるはずの教育を受けられない人々があります。どんな人々でしょうか？
学校のほかで教育を実現している場には、どのようなところがありますか？
(裏に資料)
- Q2. 近年、民間の情報産業や企業が公教育に大きな影響力をもち、サービス産業化されているという見方がなされるようになりました。あなたはこのことについてどう考えますか？
- Q3. 近ごろ、教育は私的なものという考え方が広まっているように見受けられます。教育をみんなにとってのタカラモノ (common good) としていくためには、どうしたらよいのでしょうか？

3つの問い

Recognize that quality education is
a public and common good,
which should be accessible to all.

質の高い教育は公共かつ共通の善であり、
すべての人が享受できるようにすべきであることを認識する。



日本国憲法(第26条)

勧告の原文と邦訳

4. 学習教材の紹介

カード型教材の例

14. グローバル・シティズンシップ

地球はもう限界だ

平和・人権・持続可能な開発の実現のため

この星の中で暮らしていくわたしたちは今

global citizenship

地球市民性をはぐくみ

変革への第一歩をふみだそうとしている

応答する責任をはたすために



Q40. プラネタリー・バウンダリー（地球の限界）と言われている課題にはどのようなものがあると思いますか？（裏に資料）

Q41. あなたが一つだけ世界を変えられるとしたら、何をどう変えたいですか？

Q42. 平和・人権・持続可能な開発の実現に向けてあなたが変わるとすれば、そのための第一歩は何ですか？

Raise awareness of the increasing interdependence of individuals, communities, societies, countries, natural resources and ecosystems, and cultivate an ethic of global citizenship and shared responsibility for peace, human rights and sustainable development for the benefit of all, within planetary boundaries.

個人、コミュニティ、社会、国々、天然資源
および生態系の相互依存の高まりを認識するとともに、
プラネタリー・バウンダリー（地球の限界）における
あらゆる存在の利益のために、グローバル・シティズンシップ、
平和、人権、持続可能な開発に対する共同責任への倫理を培う。



環境・循環型社会・生物多様性白書

出所：聖心女子大学グローバル共生研究所

<https://kyosei.u-sacred-heart.ac.jp/unesco2023/>

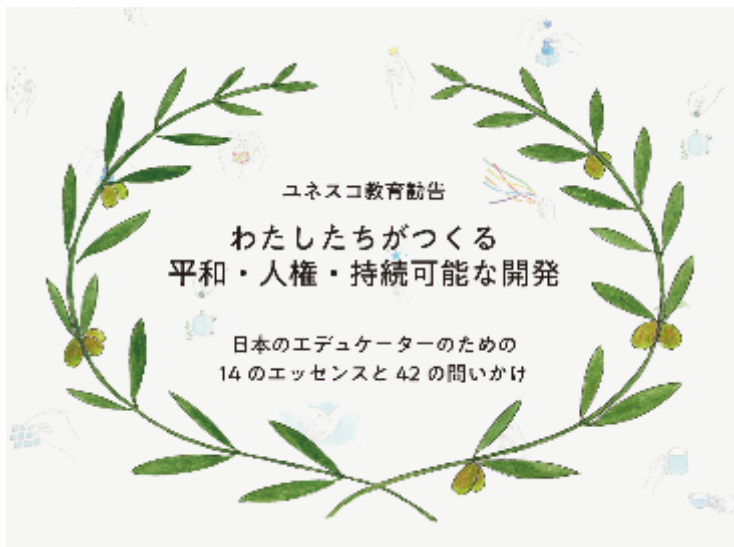
知の共同創造へ

世界で求められている教育の方向性が
どのようなものであるのかを
知ることができました。
ただ知識として学ぶだけでなく、
話し合いの中で体験的に学び、
知の共同創造の大切さを実感できました。

ユネスコ教育勧告カード型教材活用セミナー参加教員の声

4. 学習教材の紹介

カード型教材



出所：聖心女子大学グローバル共生研究所
<https://kyosei.u-sacred-heart.ac.jp/unesco2023/>

4. 学習教材の紹介

2023年ユネスコ教育勧告 普及プロジェクトWEBサイト



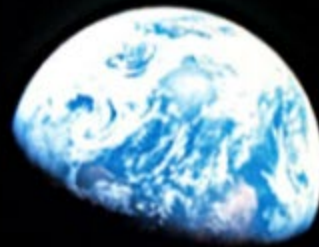
カード型教材「わたしたちがつくる
平和・人権・持続可能な開発」に
加え、2023年ユネスコ教育勧告に
関する理解を深めていただくとともに、
本プロジェクトにおける各種活動に
ついてもお覧いただけます。

出所：聖心女子大学グローバル共生研究所

<https://kyosei.u-sacred-heart.ac.jp/unesco2023/>

*このサイトは文部科学省令和7・8年度ユネスコ未来共創プラットフォーム for 2030 :
UNESCOConnect事業「ユネスコ活動に関する調査研究」の一環として制作しました。

ありがとうございました。



聖心女子大学
永田 佳之